

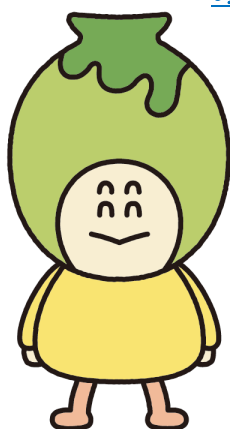
一般廃棄物処理基本計画

概要版

平成 28 年 8 月

みんなでごみを減らしましょう!

四街道市



ドラマチック四街道
プロジェクトナビゲーター
よつぼくん



ごみ減量・リサイクル
キャラクター
クルちゃん

計画の基本的事項

○基本計画策定の目的 本計画は、四街道市のごみ処理及び生活排水処理について、長期的視点からの基本方針及び具体的な取組と進捗管理の方法を明らかにすることにより、一般廃棄物処理事業を円滑に推進していくことを目的に策定するものです。

策定にあたっては、循環型社会形成推進を意識し、「もったいない」という考え方を浸透させることによって、排出の抑制 (Reduce(リデュース)) や物の再利用 (Reuse(リユース)) など 2R に関する行動の励行、また適正な分別による資源の再生利用 (Recycle(リサイクル)) を加えて 3R とし、この 3R を取組の中心として、廃棄物の減量化・資源化の実現を目指し、かつ、環境負荷の低減に寄与することとします。

○計画の期間 本計画は、平成 26 年度を基準年とし、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とします。

計画期間の平成 32 年度 (中間目標年度) までを計画前期、平成 37 年度 (目標年度) までを計画後期とし、計画の進捗管理を行っていくものとします。

○計画の対象廃棄物 本計画の対象は、「ごみ」及び「生活排水」です。

ごみ処理の現状

○ごみの分別(6種 11 分別 17 区分) ごみの分別は可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物の6種類に分け、さらに11分別17区分に分類しています。

ごみの分別種類	
1.可燃ごみ	
2.プラスチック・ビニール類	
3.不燃ごみ	
4.有害ごみ	
5.粗大ごみ	
6.資源物	【びん(無色、茶色、その他)】【缶(アルミ・スチール)】【古紙(新聞(含折込広告)、雑誌類、ダンボール、紙パック、雑がみ)】【繊維】【ペットボトル】【廃食油】

○ごみ排出量の現状 過去5年間の生活系ごみと事業系ごみの排出量は、図1に示すとおりです。年間排出量は平成22年度の28,315tから平成26年度の28,040tへと微減傾向を示しています。

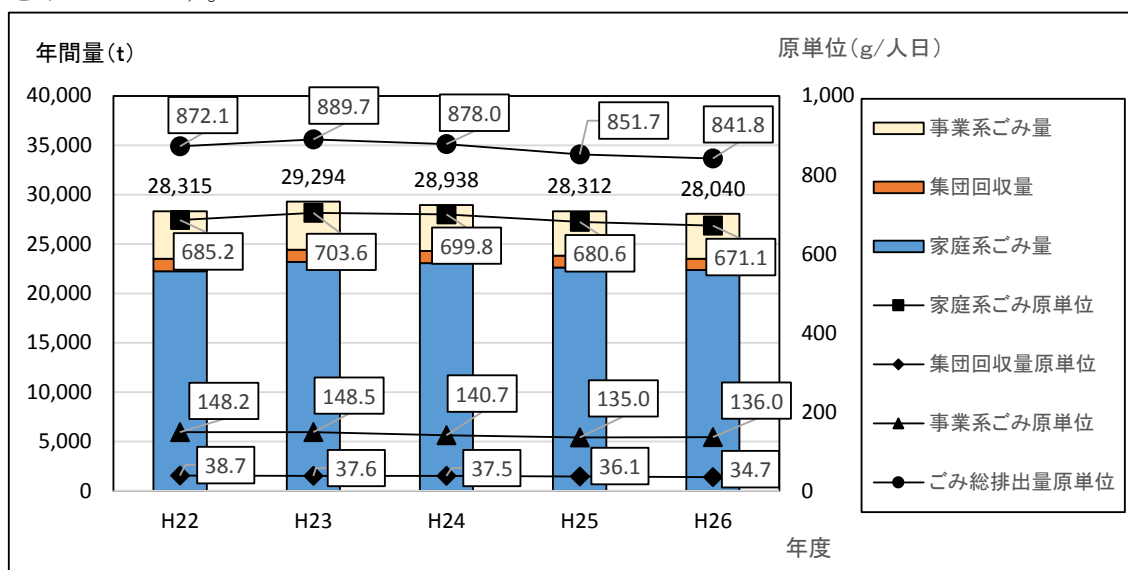
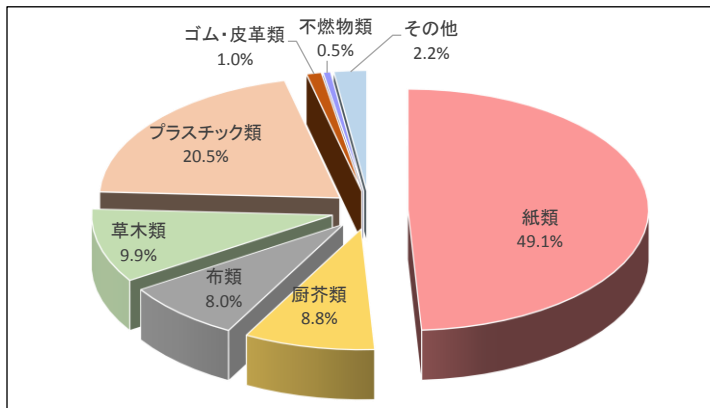


図1 家庭系ごみ、集団回収及び事業系ごみの排出量の推移

○ごみ処理の現状 平成26年度の四街道市のごみ処理フローは、図2に示すとおりです。ごみの処理は四街道クリーンセンター内に焼却施設(165t/日(82.5t/24h×2炉))と粗大ごみ処理施設(15t/8h)を整備しており、可燃ごみと粗大ごみを処理しています。その他のごみは、民間業者にて処理委託しています。また、焼却残さや不燃ごみ残さは民間の最終処分場で埋立処分を行っています。

過去5年間のリサイクル率と最終処分率は図3に示すとおりです。平成23年度中より千葉県エコタウンにおけるエコセメント施設が、稼働を停止しているため、焼却灰のエコセメント化を中断しており、平成26年度のリサイクル率は24.1%、最終処分率は9.6%となっています。

○ごみ質状況



平成 26 年度の可燃ごみのごみ質（湿ベース）は図 4 に示すとおり、紙類が全体の約半分を占めており、次いでプラスチック類、草木類の割合が多くなっています。

○ごみ処理における課題 ごみの減量化や循環利用を推進するため種々の施策を実施してきました。その過程で次に示す課題があります。

- ①家庭系、事業系ごみの発生抑制を促す各種施策の充実と、ごみの発生抑制（リデュース）に効果のある家庭系ごみ処理手数料制度の導入に向けた取組
- ②再使用（リユース）を推進するための市民啓発と事業者への働きかけ
- ③資源回収の向上と資源物の適正処理及び適正保管するための施設整備
- ④中間処理施設の整備
- ⑤最終処分量の可能な限りの削減と最終処分先の確保
- ⑥特別管理一般廃棄物、不法投棄に対する継続的な対応と災害廃棄物に対する処理体制の構築

ごみ処理基本計画

○基本方針

基本理念

循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、
環境にやさしいまちの実現へ
～捨てる、でも減らす ごみ10%削減に挑戦～

ごみ処理基本計画体系は、基本理念として「循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～捨てる、でも減らす ごみ10%削減に挑戦～」を掲げ、「2Rを意識した3Rの推進」と「市民・事業者・行政の協働」、「適正処理の構築」の3つの基本方針のもとで21の施策を実施します。

○**目標数値** 目標の指標は1人1日あたりごみ排出量（資源物含む）、家庭系ごみ排出量（資源物除く）、リサイクル率、最終処分率とし、表1に示すとおりです。

ごみ総排出量は平成26年度の28,040 tが、平成37年度には1,323 t減少し、26,717 tとなります。（図5）

表1 数値目標

項目	平成26年度 (現状)	平成32年度 (中間目標年度)	平成37年度 (目標年度)
1人1日あたり 排出量（資源物含む）	842 g/人日	793 g/人日	793 g/人日
家庭系ごみ排出量* （資源物除く）	553 g/人日	497 g/人日	497 g/人日
リサイクル率	24.1 %	26.4 %	26.4 %
最終処分率	9.6 %	9.3 %	9.3 %

※第3次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日当たりのごみ排出量を平成32年度において、平成12年度比で約25%（約500g）とすることを目標としています。

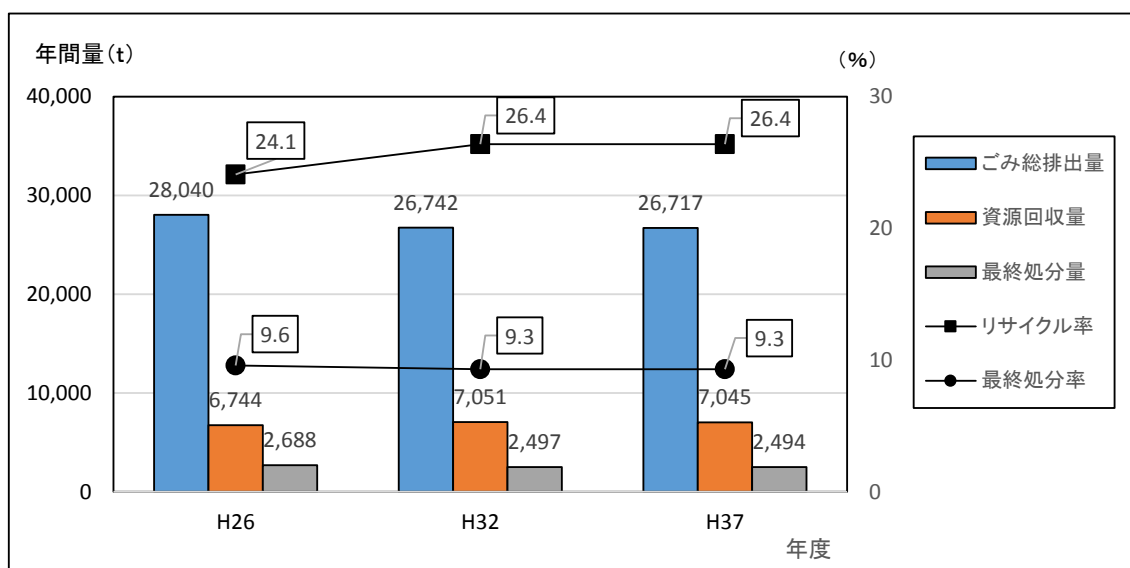


図5 目標年度における総排出量・資源回収量・最終処分の推移

○計画実現のための各種施策 計画実現のために取り組む各種施策を以下に示します。

基本方針 1 2 Rを意識した3 Rの推進

1-1 発生抑制・再使用・資源化の推進

(1) 3 Rに関する意識啓発活動の推進

① 3 R意識の向上のための広報活動の実施

重点項目

(2) 発生抑制・再使用の更なる推進

① 発生抑制・再使用の推進に繋がる意識啓発の実施

- ・リサイクルショップ・フリーマーケット活用の奨め
(不用品の出品、再使用目的品の購買による再使用の推進)
- ・リユース品交換制度活用の奨め (不用品の提供、利用による再使用の推進)

② 発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入

- ・家庭系ごみの処理手数料制度の導入
- ・リユース品交換制度の継続、更なる充実
- ・良質な粗大ごみの補修・販売制度の導入

(3) 資源化の推進

① 資源化の推進に繋がる意識啓発の実施

- ・集団回収への協力要請

1-2 3 R推進のためのしくみづくり

重点項目

(4) 発生抑制・再使用のための側面支援

① 市民・事業者の発生抑制のための自発的活動の側面支援

(市民団体の生ごみ堆肥化事業、情報提供支援)

② エコショップ制度の側面支援

③ 事業系ごみの分別の徹底および資源ごみの自己処理の要請

④ 家庭系ごみの処理手数料制度の導入

⑤ 拡大生産者責任の明確化

⑥ リユース品の交換制度の充実

(5) 資源化のための側面支援

① 広報媒体の充実

② 使用済みインクカートリッジの回収

基本方針 2 市民・事業者・行政の協働

2-1 市民の取組

(6) 循環型社会を構築するためのライフスタイルの転換

- ①もったいない意識を常に心がける
- ②ごみの減量化、資源化などの環境問題に関心を持つ
- ③市民団体の生ごみ堆肥化事業等への参加

(7) 分別排出への協力

- ①分別を徹底し、異物混入を防止

(8) 不法投棄防止への協力

- ①不法投棄防止の視点での監視、通報の協力

2-2 事業者の取組

(9) 自己処理の原則に基づくごみ排出量減量化への協力

- ①ごみの減量化、資源化計画の策定及び実施

(10) 拡大生産者責任による製品の製造・販売への配慮

- ①不用となった製品の環境負荷に及ぼす影響が最小となる再使用可能部品の組み込みや処理処分の容易性を配慮して製品の製造・販売

(11) 環境保全・資源保全に関する取り組みの公表

2-3 行政の取組

(12) 本計画の基本理念および基本方針の周知

- ①ごみ処理の基本理念および基本方針を市民、事業者にも周知と行政の積極的行動
- ②拡大生産者責任の働きかけを行う。
- ③出前講座等による市民・事業者への積極的な啓発活動を継続

(13) 計画達成のための具体的施策等の実践

- ①ごみ削減アイデア、実践事例を市民・事業者から広く募集し、応募者との意見交換等の交流をとおして情報の共有を行い、実践事例等を市のホームページや産業まつり時に紹介

3-1 収集・運搬の検討

(14) 状況の変化に対応した収集・運搬の検討

- ①家庭系ごみ処理手数料制度導入時の戸別収集の検討

(15) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施

- ①低公害型車両の導入誘導

3-2 中間処理施設の整備

(16) 新ごみ処理施設の整備の検討

- ①循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定
- ②次期ごみ処理施設の基本計画策定

(17) エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備

- ①エネルギー回収型廃棄物処理施設（次期ごみ処理施設）の整備
- ②生活環境影響調査、発注仕様書作成等エネルギー回収施設整備に係る事業の実施

(18) マテリアルリサイクル推進施設の整備

- ①マテリアルリサイクル推進施設（破砕、圧縮、選別、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設）の整備

3-3 最終処分の検討

(19) 最終処分量の減量化の検討

- ①処分残さの取扱いについて検討

(20) 最終処分方法の検討

- ①災害廃棄物の最終処分対応について検討

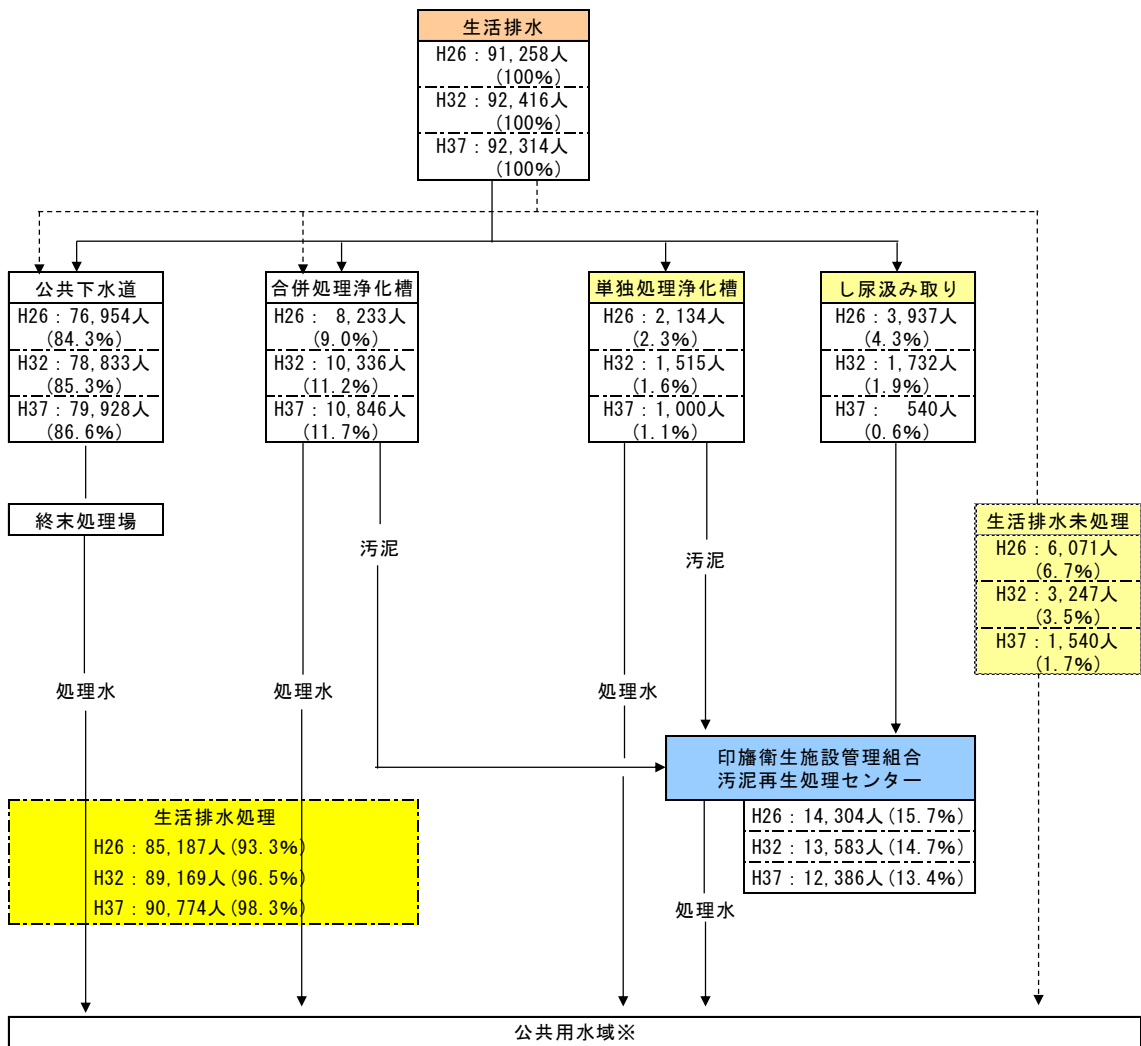
3-4 適正な事業経営の推進

(21) ストックマネジメント体制の整備

生活排水処理の現状

○生活排水処理 四街道市の下水は印旛沼流域関連公共下水道事業として、印旛沼流域下水道へ接続し、千葉市にある花見川終末処理場で処理されています。また、合併処理浄化槽汚泥及び単独浄化槽汚泥・し尿は、佐倉市にある印旛衛生施設管理組合で処理されています。

なお、平成26年度における当市の生活排水処理人口は、公共下水道76,954人（計画処理区域内の84.3%）と合併処理浄化槽8,233人（同9.0%）を合わせた85,187人（同93.3%）となっています。



※公共用水域は印旛沼水系で鹿島川、上手繰川、小名木川があり、東京湾水系で勝田川流域があります。

———	し尿
-----	生活排水
公共下水道	処理施設名称
○○人	処理人口
○○%	処理率

図6 生活排水処理の現状と将来

○生活排水処理の課題 生活排水処理の課題を以下に示します。

- ①汲み取りし尿から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続推進
- ②単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続推進
- ③公共下水道供用開始区域での未接続者の早期接続の推進
- ④水循環の保全に配慮したライフスタイルへの転換
- ⑤適正な生活排水処理施設の維持管理

生活排水処理基本計画

○基本方針

基本理念

水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、
環境にやさしいまちの実現へ
～ 生活排水処理率100%に挑戦 ～

生活排水処理基本計画体系は、基本理念として「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～ 生活排水処理率100%に挑戦 ～」を掲げ、「生活排水処理の推進」と「市民・事業者・行政の協働」、「適正維持管理の推進」の3つの基本方針のもとで15の施策を実施します。

○目標数値 平成37年度までに生活排水処理率98.3%をめざします。

○計画実現のための各種施策 計画実現のために取り組む各種施策を以下に示します。

基本方針 1 生活排水処理の推進

1-1 公共下水道の普及

(1) 経済的助成制度と受益者負担金制度の周知

①公共下水道供用開始区域での早期接続を誘導するため、四街道市水洗便所改造資金助成条例、四街道市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、設置者に対して経済的助成制度の活用および受益者負担金制度の周知を働きかける。

(2) 水環境の保全意識の向上

①公共下水道の普及が、水環境の改善および保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける。

1-2 高度処理型合併処理浄化槽の普及

(3) 経済的助成制度の周知

- ① 公共下水道供用開始区域外での高度処理型合併処理浄化槽設置を誘導するため、四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱に基づき、設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかける。

(4) 水環境の保全意識の向上

- ① 高度合併処理型合併処理浄化槽の普及が、水環境の改善および保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける。

基本方針 2 市民・事業者・行政の協働

2-1 市民の取組

(5) 循環型社会のライフスタイルへの転換

- ① 大量消費、大量廃棄の生活スタイルから資源を大切にし、資源の循環に配慮した消費活動やライフスタイルへ転換し、水環境の保全に努める。
- ② 家庭でできる身近な生活排水対策を実践し、環境負荷の軽減に努める。

(6) 生活排水対策の実施

- ① 公共下水道供用開始区域については下水道への早期接続、区域外については高度処理型合併処理浄化槽の設置等、適正な生活排水対策に努める。

2-2 事業者の取組

(7) 自己処理の原則に基づく適正処理

- ① 自己処理の原則に基づく、適正な排水処理および環境負荷の低減

(8) 環境保全・資源保全意識の向上

- ① 事業者として環境保全意識および資源保全意識の向上
- ② 水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力

2-3 行政の取組

(9) 本計画での基本理念および基本方針の周知

- ① 生活排水処理の基本理念および基本方針を市民、事業者に周知と行政の積極的行動
- ② 環境保全、生活排水処理に関する情報の提供

(10) 計画達成のための施策等の決定

- ① 各種施策の実施計画の策定および予算の確保

基本方針 3 適正維持管理の推進

3-1 適正な収集・運搬体制の維持

(11) 状況変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持

①し尿および浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した、適正な収集・運搬体制を維持

(12) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施

①環境と安全に配慮した収集・運搬効率の向上

3-2 中間処理施設の適正管理

(13) 浄化槽の適正な維持管理の推進

①法的に義務付けられている設置者の責務等について周知および浄化槽の適正な維持管理の推進

(14) し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理の推進

①汚泥再生処理センターの適正な維持管理および機能の保全

②受入品質の変化に対応した適正処理（し尿の減少、浄化槽汚泥の増量に適正に対応）

(15) 公共広域下水道施設の適正な維持管理

①公共広域下水道処理施設の適正な維持管理

各種施策（具体的施策）の進行管理

○計画の推進体制 計画を推進するために、計画の進行、管理を行い、ごみ処理対策委員会等への報告を行います。

○計画の進行管理 一般廃棄物処理基本計画に掲げた施策について、P D C Aサイクルによる計画の進行管理を実施します。

○年次報告書の作成 市は、廃棄物処理法に基づき、毎年度、一般廃棄物処理実施計画を策定します。このとき、毎年度の点検、評価結果を示します。

○計画の段階的見直し 毎年の点検、評価に基づいて計画の段階的見直しを行います。その結果は、広報やホームページで公表してまいります。また、ごみ処理対策委員会からの提案や、市民の意見を計画の見直しに反映させていきます。

発行 四街道市 四街道市鹿渡無番地 電話 043-421-6132